

企業・医療機関連携マニュアル(事例編：糖尿病)

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例(ガイドラインP.12「様式例集」)の記載例を示すものである。

掲載の事例は、あくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は疾病の種類や個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

<構成>

事例1 糖尿病教育入院を行う初期の2型糖尿病で、退院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例2 部署異動がきっかけで経口薬治療を中断していた2型糖尿病で、治療を再開し仕事の両立を目指す事例

事例3 インスリン治療中の1型糖尿病で、交替制勤務を継続しながら、治療と仕事の両立を目指す事例

※糖尿病の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 糖尿病は定期的な通院への配慮などがされば、通常と変わりなく就労を継続できる疾患である。しかし、高血糖や低血糖による症状を呈する場合には、危険を伴う作業を控える等の措置が必要となる場合もある。また、血糖コントロールの悪化を防ぐためには業務内容への配慮が必要な場合もある。適切な措置や配慮を講じるためには、労働者と十分に話し合い、主治医や産業医等の意見を十分に勘案した上で、対応を検討することが望ましい。
- 糖尿病は自覚症状に乏しく、治療中断につながりやすい疾患である。治療中断に伴う血糖コントロールの悪化や合併症の発症・進行を防ぐためには、労働者本人が主治医の指示に基づいて治療を継続し、適切な生活習慣を守る等の取組が重要である。一方、事業者は、労働者の健康と安全の確保の観点から、治療が適切になされるよう支援することも重要である。
- 労働者の異動や転勤の際は、業務を優先する結果通院が中断しやすくなる場合もあるため、異動先や転勤先の上司にも糖尿病の治療中であることについて労働者自らが伝えるとともに、上司の間でも適切に情報の引継ぎがされることが望ましい。また、通院状況について産業保健スタッフや上司が能動的に確認することが望ましい。
- 糖尿病は一般健康診断において把握が可能な疾患であり、事業者による定期健康診断の事後措置が重要である。事業者は健康診断で把握した情報をもとに、治療を促しながら、就業継続を図る取組を講じることが望ましい。
- 糖尿病は必ずしも生活習慣のみが原因で発症、悪化するものではない。糖尿病に対する誤解は、労働者からの支援の相談や申出を妨げる要因にもなりうるため、事業者は必要に応じて職場に対して糖尿病に対する正しい知識の啓発を行うとともに、生活習慣病を予防する取組を行うことが望ましい。
- 産業医の選任義務のない50人未満の事業所については、地域産業保健センターにおいて、労働者の健康管理に係る相談や、健康診断の結果について医師の意見を聞くことができる。また、治療と仕事の両立に関しては、産業保健総合支援センター（さんぽセンター）で、両立支援の知識を有した専門家に相談できる。